

平成31年1月18日

四国電力株式会社 取締役社長
佐伯 勇人 様

原子力民間規制委員会・いかた

四国電力伊方発電所3号発電用原子炉の使用禁止および廃炉勧告書

貴社の伊方発電所3号発電用原子炉について、原子力民間規制委員会は、福島やスリーマイルアイランド(米国)などで実際に起きた重大な原発事故の検証をふまえた再発防止対策(「規制勧告書」)、および原発から50km圏全住民が避難する放射線防護機能を備えた施設「原発シェルター」の設置を勧告しました。

しかし、「規制勧告書」の手渡しから3年が経過したにもかかわらず、その検証ができず、貴社は有効な対策のための初歩的な回答もできていません。

世界で最も深刻なレベルの国内の原発事故を収束させることができない段階で、住民に対する説明責任を拒否し、回答責任を放棄して、重大事故リスクを前提に原子力規制委員会が策定した暫定的かつ流動的な規制基準を根拠に原発を再稼働した貴社は、「同様の事故が起きても仕方がない」とする未必の故意の犯罪者となります。

このままでは、事前に指摘された問題を軽んじ、対策を怠り、とりかえしのつかない原発「人災」を引き起こした東京電力福島第一原発のような悲惨な事故をくりかえすこととなります。

よって、原子力民間規制委員会は、同様の事故の再発を防止し、住民の生命の安全を守るために、当該原子炉の使用を禁止し、直ちに廃炉に着手するよう勧告します。

以上